

令和8年度SNS活用広報推進事業業務委託 企画提案実施要領

1 事業の目的

令和8年(2026年)は本県が誕生して150周年を迎えることから、この機会をきっかけとして、県公式SNSの登録者数の増加を図る取り組みを進め、本県行政への関心向上や理解促進を進める。

2 業務名 令和8年度SNS活用広報推進事業業務委託

3 委託期間 契約締結日～令和9年3月31日(水)

4 契約限度額 8,760,000円(税込)

5 応募に係る資格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 静岡県が発注する一般業務に係る競争入札参加資格において競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。もしくは、類似業務の履行実績を有し、かつ最近1か年において、都道府県税(法人事業者は法人事業税及び法人都道府県民税、個人事業者は個人事業税)並びに消費税及び地方消費税を完納していること。

ウ この公告の日から契約の日までの間に、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止を受けている日が含まれないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

オ 静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次の(ア)から(キ)に該当しないこと。

(ア)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

(イ)個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

(ウ)法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

(エ)自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

- (オ)暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- (カ)暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (キ)相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 業務の内容及び求める水準

ア 業務の内容(別添「令和8年度SNS活用広報推進事業業務委託 仕様書」のとおり)

(ア)アンバサダーによる本県のPR

- ・アンバサダーの選定(業者による提案)
- ・アンバサダー所属事務所及び静岡県との調整
- ・アンバサダー委嘱式の実施
- ・アンバサダーのお祝いメッセージ動画の制作

(イ)ポスター、チラシ、シール等の広報物の制作

- ・アンバサダー、LINE プレゼント企画の2種類のポスター・チラシの制作と発送
- ・協力企業と連携したプロモーションに使用するためのシール、POP 等制作と発送

(ウ)LINE プレゼント企画(計5回の予定)

- ・アンバサダーのお祝いメッセージ動画と関連した県公式 LINE プレゼントクイズ企画
- ・協力企業(計7社)との連携による LINE プレゼントクイズ企画
- ・地元企業との連携企画
- ・各 LINE プレゼント企画の SNS 用サムネイルの作成
- ・賞品の梱包、発送、一部賞品の調達

(エ)LINE 登録キャンペーン

- ・県が県公式 LINE 登録キャンペーンを実施するにあたり、実施するための道具の運搬(ふじっぴー等)、ブースの設置、LINE 登録を促進するためにふさわしい配布品を用意すること。(期間中1回を想定)

(オ)SNS 登録者数増加の企画(業者による提案)

- ・県公式 SNS の登録者数が増加するよう、各種手法による企画の提案

イ 求める水準

- ・県公式 SNS 登録者数を増加させることができる PR 手法を有すること
- ・企画性、業務遂行能力、その他配慮すべき点が業務を支障なく遂行できる水準以上であること
- ・業務を円滑に遂行するため、静岡県内に本社又は営業所等の拠点を有する者であること

7 応募方法

ア 参加申込

企画提案への参加を希望する者は、参加資格確認申請書(仕様書様式第1号)及び宣誓書(仕様書様式第2号)を提出すること。なお、静岡県的一般業務に係る競争入札参加資格を有しない者は、類似業務の履行実績と納付すべき税金の滞納がない旨の証明書を併せて提出すること。

提出期限:令和8年3月5日(木)午後5時

提出先:広聴広報課(持参又は郵送)

※後日、参加資格確認通知を送付する

イ 質問

質問はメールにて受け付ける

受付期間:令和8年3月3日(火)

送付先:「12 担当部局・問合せ先」にメールを送付。併せて、その旨を電話で連絡すること

回答方法:令和8年3月5日(木)までに静岡県広聴広報課ホームページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002303/1040983/1071773.html>)に掲載する

ウ 企画(提案)書の提出

提出期限:令和8年3月11日(水)正午

提出先:広聴広報課(メール及び持参又は郵送)

エ プレゼンテーション(企画提案審査)

日時:3月17日(火) 広聴広報課が指定した時間

場所:静岡県庁内会議室(予定)

内容:提案内容説明20分程度、質疑応答 20分程度

オ プレゼンテーションは対面で実施する

【参考】スケジュール一覧

項目	年月日
企画提案仕様書の配布	令和8年2月25日(水) ～令和8年3月5日(木)
企画提案に関する質問の受付期限	令和8年3月3日(火)
企画提案に関する質問の回答期限	令和8年3月5日(木)
企画提案参加申込書提出期限	令和8年3月5日(木)午後5時
企画提案企画書提出期限	令和8年3月11日(水)正午
企画提案審査(プレゼンテーション)	令和8年3月17日(火)

8 提出書類と選定基準

ア 提出書類(詳細は別紙1参照)

(ア)企画(提案)書(任意様式)【紙面5部及びPDF データ提出】

(イ)見積書(任意様式)

- ・A4で作成すること
- ・内訳を明記すること
- ・金額は税抜金額で提出すること

(ウ)会社の業務内容、資本金など会社の概要を記載した書類

イ 選定基準

(ア)企画性

◎企画(提案)書

- ・本事業の目的を達成できる内容となっているか
- ・自由提案は県公式 SNS 登録者数を増加させる内容となっているか
- ・実現可能性は担保されているか

(イ)業務遂行能力

- ・体制、スタッフ等企画を達成しうるか
- ・信頼しうる実績は認められるか
- ・その他提案された内容を遂行できる能力があるか

(ウ)その他配慮点

- ・新規性、継続可能性はあるか等
- ・社会的取組(男女共同参画、障害者雇用、子育て支援等 SDGs の達成に向けた取組)はあるか等

9 選定及び契約

ア 「静岡県広聴広報課企画提案選考要領」に基づき委員会を設置し、その決定によるものとする。

イ 県は選定された契約候補者と契約の交渉を行い、提案上限額の範囲内において契約する。

10 選定結果の伝達方法及び選定結果に対する説明

ア 企画案提案者に文書により選定結果を通知する。

イ 選定理由等については電話又は来庁面会により説明する。

11 その他

ア この企画提案に参加するために要した費用は、参加者の負担とする。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 提出された書類は、県庁内及び選定委員会で使用する場合に限り、複写を行う場合があ

る。

エ 委託契約後、契約額の範囲内で内容を変更する場合がある。

オ この企画提案による契約は当該事業に係る令和8年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。

12 担当部局・問合せ先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県 広聴広報課

メール:pr@pref.shizuoka.lg.jp

電話:054-221-2231 FAX:054-254-4032

【参考】

選考方法

①選考委員ごと下記項目を点数評価し、その合計を集計する。

審査項目	採点	コメント
企画性	／10	
業務遂行能力	／10	
その他配慮すべき点	／10	
合計	／30	

②選考委員会において、各選考委員の評価点数を元に協議し、採用業者を決定する。
(議事は非公開で行う)